高第１０１１号の５
令和２年４月２８日

各高齢者福祉施設長
様
各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

大型連休期間における新型コロナウイルス感染防止対策の再徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

４月７日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく「緊急事態宣言」が発せられて以来、各高齢者福祉施設・介護サービス事業所におかれましては、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業継続をお願いしてきたところです。

今般、４月 29 日から大型連休期間に入りますが、県内では引き続き新たな感染者が発生している状況です。こうした状況を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条の規定に基づく緊急事態宣言の発令に伴って実施する緊急事態措置について」（令和２年４月８日高第 1011 号の３）等でお示ししているとおり、利用者や職員はもとより、来訪者や委託事業者等も含めた感染経路の遮断のほか、利用者や職員の健康管理の徹底、「三つの密」（密閉・密集・密接）の回避等、引き続き、厚生労働省事務連絡等に基づく感染防止対策を厳重に取り組みつつ、必要な介護サービスの提供を継続していただきますよう改めてお願いいたします。

なお、通所サービス又は短期入所の介護サービス事業所におかれましては、介護サービスを利用しなくても居宅等での生活が可能な利用者に対するサービス利用自粛の協力依頼、代替サービスを必要とする利用者に対する代替サービスの確保のための必要な対応等につきましても、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

高齢政策課介護基盤整備班
電話（代表）：078-341-7711
通所系、訪問系：3107、2944、2945、2733
施設系　　：2950、2951、2943
e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp